

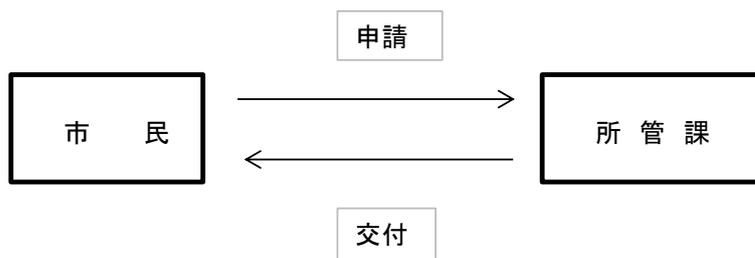
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	松山市北条鹿島博物展示館の使用許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき、松山市北条鹿島博物展示館を使用することを許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市北条鹿島博物展示館条例(平成24年12月26日条例第77号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	観光・国際交流課	
経由機関での処理期間		
所管課での処理期間		
標 準 処 理 期 間	計	1週間
審査基準	松山市北条鹿島博物展示館条例第5条第1項の各号に該当しないものであることを基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>(使用の許可) 第4条 市長は、第1条の目的の範囲内において適当と認めるときは、展示館の一部の使用を許可することができる。 2 前項の規定により展示館を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、展示館の使用を許可するものとする。 4 市長は、前項の許可をするときは、展示館の管理上必要な条件を付けることができる。 5 前各項の規定は、使用の許可を変更する場合について準用する。</p> <p>(使用の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示館の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 展示館(展示品、備品等を含む。第13条第2号及び第14条において同じ。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 商品の宣伝、展示、販売その他市長が営利を目的とすると認めるものを行うとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が展示館の管理上支障があると認めるとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。